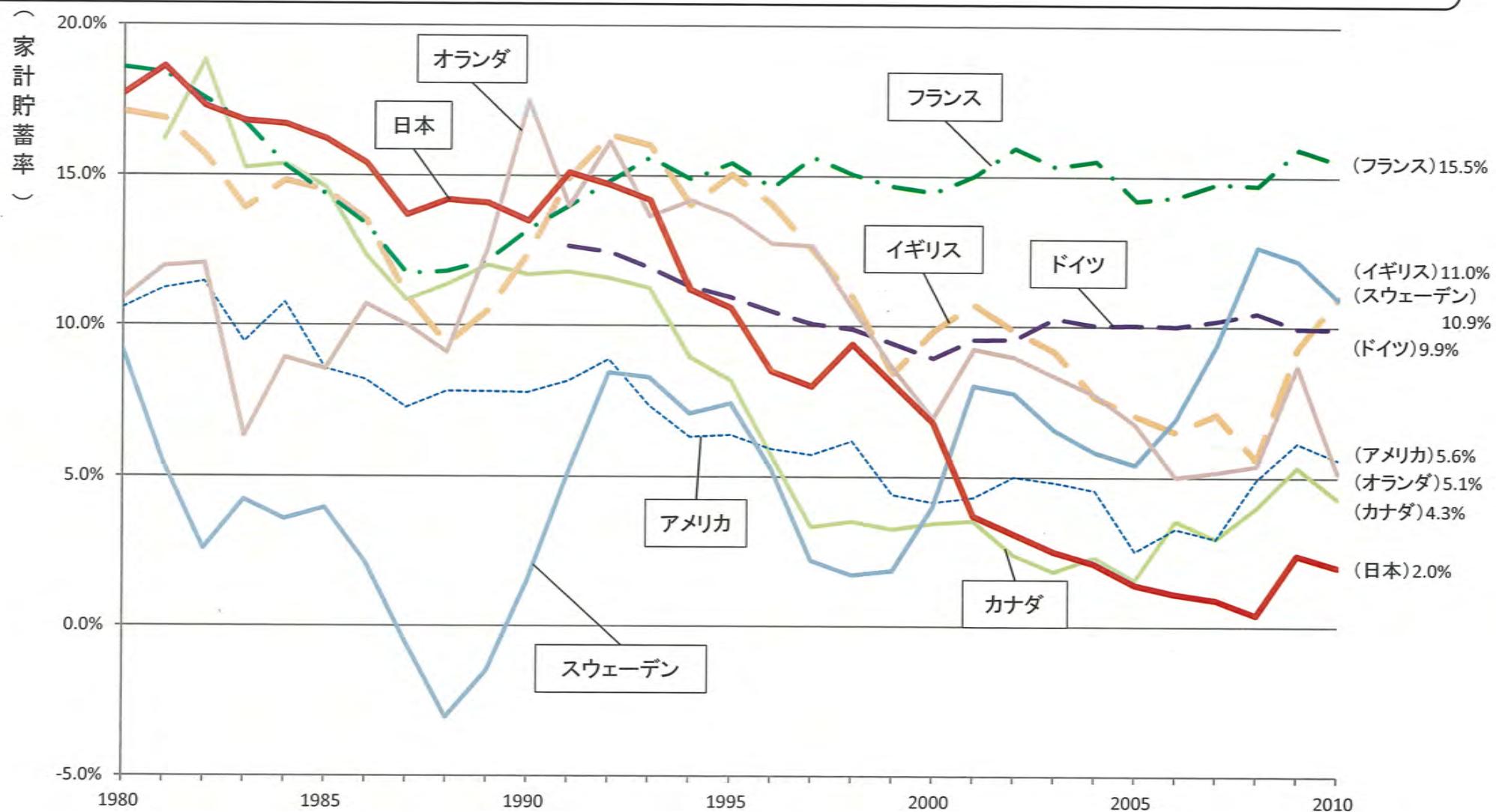


家計貯蓄率の国際比較

- 日本の家計貯蓄率は、老人人口比率の増加等の影響を受け、2010年には2.0%まで減少し、他の主要国と比べ最も低い水準まで低下している。



(注) データの制約上、カナダは1981年以降、ドイツは1991年以降の値を記載。また、イギリスとフランスはグロスの家計貯蓄率、その他はネットの家計貯蓄率。

(備考) 日本は内閣府「国民経済計算」、諸外国はOECD "Economic Outlook No 97" (2015年6月)による。

6. 所得税の体系 (総合課税・二元的所得税など)

資本所得の課税上の取扱いに係る国際比較

(2015年1月現在)

	課税方式(原則)	税率構造	
		勤労所得	資本所得
総合課税型 〔フランス カナダ〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤労所得と合算し、累進税率による総合課税 ○ 資本所得の損失については、勤労所得との損益通算が可能(フランスは制限あり) 	フランス	国税:0~45%(5段階) 社会保障関連諸税:8% <small>※ 社会保険料:14.2%</small>
			社会保障関連諸税: 15.5%
		カナダ	国税:15~29%(4段階) 州税:5.05~13.16%(5段階) <small>※ 社会保険料:6.83%</small>
分離課税型 (金融所得) 〔日本 ドイツ〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融所得について、勤労所得とは分離され、比例税率による課税 <small>※ 全部または一部の金融所得について、総合課税も選択可</small> ○ 金融所得の損失については、金融所得の間で損益通算可能(日本は制限あり) 	日本	国税:5~45%(7段階) 地方税:10% <small>※ 社会保険料:15.1%</small>
			国税:15% 地方税:5%
		ドイツ	共有税:0~45%(方程式) <small>※ 社会保険料:20.18%</small>
二元的所得税型 (スウェーデン)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤労所得とは分離され、比例税率による課税 ○ 資本所得の損失については、資本所得の間で損益通算可能(一定の制限あり) 	スウェーデン	共有税:25%
			国税:0~25%(3段階) 地方税:29.78% <small>※ 社会保険料:7%</small>
			国税:30%

(備考)利子所得、配当所得及び株式等の譲渡所得に係る一般的な税率構造を比較。

(注1)地方税については、カナダはオンタリオ州、スウェーデンはストックホルム市の場合。ドイツの所得税は共有税であり、税収は42.5:42.5:15.0の割合で連邦、州、市町村に配分される。

(注2)社会保険料については、収入によって料率が異なる場合、最も低いブレーカットに係る料率を機械的に合算。

(注3)別途、フランスについては高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))、日本については復興特別所得税(基準所得額の2.1%)、ドイツについては連帯付加税(所得額の5.5%)が勤労所得及び資本所得の双方に課される。

金融所得課税の一体化の経緯

所得分類		平成11年～14年	平成15年～20年	平成21年～25年	平成26年・27年	平成28年～
損益通算の範囲		—	—	上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算の導入	—	損益通算の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を追加
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税	【特定公社債等】 20%申告不要 又は 20%申告分離課税
配当所得	上場株式等の配当(大口以外)等 ^(注1) 及び特定株式投資信託の収益の分配	[～平成15年3月] 総合課税 次の課税方式の選択が可能 ・35%源泉分離選択課税 ^(注2) ・20%申告不要 ^(注3)	[平成15年4月～] 10%申告不要 又は 総合課税	[平成16年1月～] 10%申告不要 又は 総合課税	次のいずれかを選択 ・ 10%申告不要 ・ 10%申告分離課税 ・ 総合課税	次のいずれかを選択 ・ 20%申告不要 ・ 20%申告分離課税 ・ 総合課税
	公募株式投資信託の収益の分配等	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税	20%申告分離課税 又は 20%申告不要 ^(注5)	20%申告分離課税 又は 20%申告不要 ^(注5)
上場株式等に係る譲渡所得等		26%申告分離課税 又は 20%源泉分離課税 ^(注4)	10%申告分離課税 又は 10%申告不要 ^(注5)	10%申告分離課税 又は 10%申告不要 ^(注5)	20%申告分離課税 又は 20%申告不要 ^(注5)	20%申告分離課税 又は 20%申告不要 ^(注5)
公社債等に係る譲渡所得等		非課税	非課税	非課税	非課税	【特定公社債等】 20%申告分離課税 又は 20%申告不要 ^(注5)
						【一般公社債等】 20%申告分離課税

(注1)「上場株式等の配当(大口以外)等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%である者が支払を受ける配当をいう。

(注2) 1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用可。

(注3) 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用可。

(注4) 謹渡金額の5.25%相当額を利益とみなして、その利益に対して20%の税率で課税。

(注5) 源泉徴収選択口座を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得及び特定公社債等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。

(注6) 同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象となる。